

各保健所長 殿

保 健 医 療 局 長

医療機器の稼働状況報告に関する取組について（通知）

愛知県外来医療計画（令和 6 年 3 月改定）において、地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機器の稼働状況について、毎年度県への報告を求めることとしております。

この度、医療機器の稼働状況報告に関する取組を下記のとおり開始することとしたので、管内の医療機関に対し、周知の徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会には、別に通知しています。

記

1 対象医療機器

令和 5 年 4 月 1 日以降に新規購入した CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ

2 取組開始日

令和 6 年 10 月 1 日

3 運用方法等

別添「愛知県外来医療計画の運用手引き」のとおり

4 留意事項

外来機能報告対象医療機関（病院、有床診療所、報告を行う意向のある無床診療所）は、外来機能報告による報告を以て当該利用件数の報告に替えることができます。

なお、上記以外の無床診療所に対しては、稼働状況報告書（様式第 3）を所管保健所へ提出するよう求めることとします。

担 当 健康医務部医療計画課  
医療計画グループ

電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）